

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 30 年 1 月 30 日（火）午前 8 時 59 分～午前 9 時 54 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 平成 30 年第 1 回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2：第 1 回市議会定例会の招集期日は、2 月 27 日（火）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 30 年第 1 回市議会定例会提出議案について (1) 平成 30 年度武蔵村山市一般会計予算 (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。なお、現時点での歳入歳出の総額は 27,242,163 千円で、前年度比 1.0%減である。歳入の不足分については、市税が当初より多く見込めたこと、特別会計への繰出金が少なく見込めたこと、財政調整基金からの繰入額の変更によって解消することができた。今後は端数整理等を行い、数値の確定に努める。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 平成 30 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算 (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。なお、一般会計からの法定外繰入額について、平成 30 年度の見込みが約 5 億 9,900 万円、29 年度が 8 億 7,700 万円と約 2 億 7,800 万円の減となっている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 平成 30 年度武蔵村山市下水道事業特別会計予算

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 平成 30 年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 平成 30 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 平成 30 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

(高齢・障害担当部長説明)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める必要があるので、本案を提出する。

平成 30 年 4 月 1 日に東京都から居宅介護支援事業者の指定権限が市町村に移譲されることから、新たに武蔵村山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例を制定するものである。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。ただし、第 20 条第 19 号の規定（訪問介護回数が一定回数を上回る場合は市町村にケアプランを提出して市町村がその妥当性を検証する）は、平成 30 年 10 月 1 日とする。

なお、新設条例のため、例規文書審査会に付議する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市中学校教育用コンピュータ等活用基金条例を廃止する条例

（企画財務部長説明）

武蔵村山市中学校教育用コンピュータ等活用基金を廃止する必要があるので、本案を提出する。

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）第 9 条第 2 項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする基金について、平成 29 年度をもって当該基金の全額の処分が完了することから、条例を廃止する。

施行期日は、公布の日とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（総務部長説明）

非常勤の特別職の職員の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止する必要があるので、本案を提出する。

非常勤の特別職の職員の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止する。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

(10) 武蔵村山市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

選挙長等の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止する必要がある
ので、本案を提出する。

選挙長等の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止する。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

(11) 武蔵村山市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止する必要
があるので、本案を提出する。

一般職の職員の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止する。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

(12) 武蔵村山市消防団条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

消防団員の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止する必要があ
るので、本案を提出する。

消防団員の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止する。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

(質 疑) (9)～(12)

○ 旅費の予算はどうなるのか。

● 現状では従来どおりで、最終的に調整する形になるかと思
う。

○ 年度当初の予算の執行方針の中で、日当についての記述をす
る予定である。

○ 4 本の条例は一括の条例として上程することになるのか。

● 文書情報課と調整中であるが、整理条例ということで一括し
て上程予定である。

○ (11)の一般職の職員の宿泊を要しない出張に係る日当の廃止
については、職員組合と交渉中であるか。

● 職員組合との正式な協定はまだなので、交渉中である。

(結 論) (9)～(12)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例

(総務部長説明)

常勤の特別職の職員の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止す

るとともに、期末手当の支給割合を改定する必要があるので、本案を提出する。

1点目は、常勤の特別職の職員の宿泊を要しない出張に係る日当を廃止する。2点目は、常勤の特別職の職員の期末手当の年間支給割合を100分の10引き上げ、100分の450とする。

施行期日は、1点目については平成30年4月1日、2点目については公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

なお、市議会議員の日当については、武蔵村山市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例に、「市長相当額とする。」と規定されているため、本案が施行された場合、市議会議員の宿泊を要しない出張に係る日当についても廃止となる。

一般職の職員の給与改定については、東京都人事委員会の勧告に準じて、勤勉手当の年間支給割合を100分の10引き上げる。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

主査職以下の職員の普通昇給の停止年齢を55歳に引き下げるとともに、部長職の職員の給料の額及び等級別基準職務表を改める必要があるので、本案を提出する。

1点目は、主査職以下の職員の普通昇給の停止年齢を58歳から、平成31年度は57歳に、平成32年度は56歳に、平成33年度以降は55歳に引き下げる。2点目は、部長職の職員の給料月額を現在の行政職給料表(1)の職務の級7級の2号給の額のみとし、定額化する。3点目は、等級別基準職務表の基準となる職務について、係長の職務を加え、副主査の職務を削る等の改正を行う。

施行期日は、1点目については平成31年4月1日、2点目及び3点目については平成30年4月1日とする。

なお、1点目については、職員組合と交渉中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

条例第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(市民部長説明)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、後期高齢者医療広域連合間の住所地特例の見直しに係る事務の取扱について、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正で追加された第 55 条の 2 について適用させるものである。

2 点目は、平成 29 年 3 月 31 日までに被扶養者軽減の対象となった被保険者の均等割額軽減期間が終了となるため、附則第 2 条を削除し、以降を繰り上げるものである。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市営住宅条例の一部を改正する条例
(企画財務部長説明)

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、子育て世帯に対する支援の拡大のため、入居収入基準の緩和措置が適用となる特に入居の安定を図る必要があるものの規定の一部について、「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」から「同居者に 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある者がある場合」に改める。

2 点目は、認知症患者等が入居者である場合に収入の申告によらず家賃を決定することができるよう改める。その他条項のずれを改める。

施行期日は、公布の日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例
(市民部長説明)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、平成 30 年度国民健康保険制度改革への対応である。平成 30 年度国民健康保険制度改革による地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税額に関する規定を、従前の国民健康保険に要する費用並びに後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用に充てるためとしていたものを、国民健康保険法に基づき東京都に納める国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるためとするものに改めるものである。

2 点目は、税率等の改定である。国民健康保険運営協議会に諮問し、現在協議中であるため税率等については、未定である。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

（質 疑）

○ 概要の 2 点目の税率等の改正については、地方税法の一部改正によるものか。

● 税率等の改正は、地方税法の一部改正によるものではない。提案理由に、「国民健康保険税の税率等を改定するとともに」を追加する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(19) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長説明）

第六期介護保険事業計画の満了により保険料率等を改定するとともに、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、第 1 号被保険者の介護保険料の各段階の保険料率及び額を定める。なお、保険料率及び額については、介護保険運営協議会に諮問し、現在協議中であるため、未定である。

2 点目は、低所得者に対する保険料の軽減を強化するため、軽減する保険料の額及び適用期間を定める。現在、介護給付費等における公費負担分 5 割とは別に公費を投入して、低所得者の保険料の軽減を強化している。こちらについて、平成 30 年度から 32 年度まで適用期間を延長するものである。

3 点目は、第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることを定める。現行の所得指標は合計所得金額になっているが、平成 30 年度以降は合計所得金額から長

期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額（土地の取用を受けた場合は最大 5,000 万円、居住用財産を譲渡した場合は最大 3,000 万円）を控除するものである。

4 点目は、質問調査権の適用範囲を第 2 号被保険者の配偶者及び世帯主まで拡大する。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。ただし、4 点目の改正規定は、公布の日とする。

（質 疑）

○ 提案理由に、「介護保険法等の一部改正に伴い」とあるが、「等」には何が含まれるのか。

● 概要の 3 点目の所得指標の見直しについては、介護保険法の施行令に規定されていることから、「介護保険法等」としている。

（結 論）

提出議案として決定する。

(20) 武蔵村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長説明）

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

地域密着型サービスのうち、看護小規模多機能型居宅介護を行う事業者を指定する基準について、申請者が法人であることに、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の許可を受けて診療所を開設している者（個人）を加えるものである。従来は法人でなければ指定してはならないとされていたが、個人で診療所を開設している者にも指定ができるように規制が緩和される。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(21) 武蔵村山市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

（協働推進部長説明）

中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

1 点目は、運転資金について、金額を「600 万円以下」から「700 万円以下」に、融資の期間を「60 か月以内」から「72 か月以内」に、設備資金について、金額を「900 万円以下」から「1,000 万円以下」に、融資の期間を「84 か月以内」から「96 か月以内」に、

緊急特別運転資金について、金額を「300万円以下」から「500万円以下」に、融資の期間を「48か月以内」から「60か月以内」に改める。

2点目は、融資の対象について、「既に融資を受けている保証協会の保証付融資の合計金額残額が1,250万円以下であること」から「既に融資を受けている保証協会の保証付融資の合計金額残額が2,000万円以下であること」に改める。

3点目は、融資の対象から「東京都農業信用基金協会」を削除する。現行は、東京信用保証協会と東京都農業信用基金協会の二つの保証機関を対象としている。

4点目は、全ての資金の据置期間を6か月に統一する。

施行期日は、平成30年4月1日とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(22) 武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(都市整備部長説明)

立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第一地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第一地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画の内容として定められた建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度等に関する制限について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき条例で定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。

また、建築基準法が一部改正され、平成30年4月1日から施行されるため、用語の表記変更及び項ずれに伴う規定の整備を図る。

施行期日は、公布の日とする。ただし、建築基準法の一部改正に伴う改正規定は、平成30年4月1日とする。

なお、立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第一地区地区計画の決定告示は、平成30年2月上旬を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(23) 平成29年度武蔵村山市一般会計補正予算(第9号)

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、補足として、歳入については各種交付金の確定通知に基づく補正、歳出については不用額の補正が主である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(24) 平成 29 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(25) 平成 29 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

（建設管理担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(26) 平成 29 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(27) 平成 29 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(28) 平成 29 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(29) 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、本案を提出する。

2 年ごとに改定される後期高齢者医療制度の保険料については、保険料の急激な上昇を抑えるため、その軽減に係る経費を、区市町村の一般財源から分賦金（審査支払手数料及び保険料未収金補填分等）として支弁しているが、平成 30・31 年度の保険料率改定に際しても、従前と同様の措置を継続するものである。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。

本規約の改正により区市町村の一般財源からの分賦金を支弁した後の平成 30・31 年度の東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定める保険料の改定案では、均等割額が 42,400 円から 43,300 円(900 円、2.1%の増)に、所得割率が 9.07%から 8.8%（-0.27 ポイント、3.0%の減）と見込まれている。

(質 疑)

○ 規約の変更は、区市町村の特別対策費としての負担を平成 30・31 年度も継続するという内容でよいのか。

● そのとおりである。区市町村が支出することで、政令どおりの保険料から軽減措置をしている。この措置を継続する。

○ 規約の変更は、保険料額までを内容とするものか。

● 軽減措置の継続部分のみである。2 年に一回見直しを行っており、軽減措置をしないと政令どおりの保険料額となる。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 平成 29 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 10 号）

（財政担当部長説明）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。税連動交付金等の確定に伴う補正を予定している。なお、議会最終日の追加予定とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(2) 教育委員会教育長の任命について

（企画財務部長説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会教育長が、平成 30 年 3 月 31 日付で任期満了となるので、後任の教育長を任命するものである。なお、教育長の任期は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間である。

なお、本案は追加予定とし、教育委員会教育長の持田浩志氏の任期満了によるものである。

（結 論）

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 武蔵村山市国民保護計画の修正について

（総務部長説明）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 35 条第 1 項の規定により、武蔵村山市の国民の保護に関する計画を修正したので、同条第 6 項の規定により報告する。

武蔵村山市国民保護計画について、東京都国民保護計画、武蔵村山市地域防災計画（平成 26 年 3 月修正）との整合等を図る必要があることから修正作業を進めてきたところである。修正に当たり、東京都へ事前協議、パブリックコメントにおける意見公募、武蔵村山市国民保護協議会からの答申及び東京都知事に正式協議を受けたことから、これを議会に報告する。

（結 論）

報告事項として決定する。

【諮問事項／追加予定】

	<p>(1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (企画財務部長説明)</p> <p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、本案を提出する。</p> <p>人権擁護委員が平成 30 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。人権擁護委員の任期は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までである。</p> <p>なお、本案は追加予定で、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の 6 か月前とされている。人権擁護委員の小峯喜美恵氏の任期満了によるものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>(2) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (企画財務部長説明)</p> <p>人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、本案を提出する。</p> <p>人権擁護委員が平成 30 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。人権擁護委員の任期は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までである。</p> <p>なお、本案は追加予定で、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の 6 か月前とされている。人権擁護委員の蓮沼大通氏の任期満了によるものである。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題 2 その他</p> <p>(1) 第 1 回市議会定例会の招集期日について 第 1 回市議会定例会の招集期日は 2 月 27 日（火）である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	--

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)